

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	令和2年9月9日（水） 午後1時30分から
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	黒田会長、湯川委員、笠井委員、八木委員 事務局（小池課長、仲総括主査、中村主事）
会議の議題	申請団体の実績報告にかかる審査及び事業中止報告について
会議の要旨	1. はじめに 2. 申請団体の実績報告にかかる審査及び事業中止報告について 3. その他・事務連絡
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の形式：公開 ・ 傍聴人：0人 ・ 議事録の公開：有り

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。只今から、令和2年度第2回和泉市市民活動支援制度判定会を開催させていただきます。私、本日の司会進行をさせていただきます市長公室公民協働推進室総括主査の仲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の判定会の欠席についてご報告させていただきます。

青山委員につきましては欠席のご連絡はいただけていませんので、後ほど来られるのではないかと思います。

それでは本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず判定会次第、資料1、資料2、資料3でございます。不足資料等ございましたら、挙手していただきますようお願いいたします。

それでは本日の判定会の流れを簡単にご説明させていただきます。次第1、黒田会長からごあいさつをいただいた後、次第2といたしまして、今回実績報告があった1団体について、事務局より説明、書類審査を経て判定をさせていただきます。あわせて事業中止の報告があった10団体についても報告いたします。

次に次第3その他・事務連絡といたしまして、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

以上が本日の判定会の流れでございます。それでは、以後の進行につきましては、会長よろしくお願い申し上げます。

【会長】

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、和泉市助成審査委員会規則第6条第2項の規定によりまして、会議の開催要件であります、委員の過半数の出席があると認め、本日の議事を進めさせていただきます。

では、次第2の申請団体の実績報告にかかる審査及び事業中止報告を行います。事務局より一括で説明をお願いします。

【事務局】

それでは、公民協働推進室の中村より実績報告書の提出がありました1団体及び、事業中止の報告がありました10団体について、まとめてご説明させていただきます。

まず初めに、お配りさせていただいております資料について、ご説明いたします。

資料1につきましては、各団体への交付決定額の一覧であり、今回実績報告の提出がありました団体番号34、事業中止の報告がありました団体番号3、6、7、8、16、19、20、21、29、33につきましては、色を付けさせていただいております。

次に資料2につきましては、当初予算と決算の内容が比較できるようにまとめた資料となっております。またその後ろに、実績報告書類及びエントリー時の書類、事業中止理由一覧表及び事業中止団体のエントリー時の書類を添付しております。

次に資料3につきましては、判定していただく資料といたしまして、各団体の総事業費や交付申請額、届出額等を記載しており、団体の実績内容が適正であるかを判定いただくシートとなっております。

それでは、各団体の実績内容及び事業中止につきまして、ご説明させていただきます。

団体番号34「特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子」でございます。

事業の内容といたしましては、子どもが主体になって社会参加する機会が少ない現状に対し、子ども自身が市場で出店するイベントを行うことで、様々な人と接する・協力する機会、店舗を

管理する責任や金銭の流通を実感する機会等を提供するものでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止によりこども市が中止となったため、事前の説明会までの報告となっています。

本事業の成果といたしましては、5月10日にエコールいずみアムゼ広場にておもしろ体験型市場「こども市」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、こども市自体は中止となりました。しかし、事前の説明会では、子どもたちが前向きに楽しそうに話し合っていて、子どもたちのはつらつきや一生懸命さを感じることができ、また、金銭の流れ等について学ぶことで、働くことをイメージしやすくなり、子どもたちにとって良い社会勉強になったとの報告をいただいています。

続きまして、収支決算内容についてご説明させていただきます。

まず、収入の部からご説明させていただきます。

収入の部の内訳といたしましては、決算額は本制度による支援金28,624円、事業収入は当初出店参加費を計上していましたがこども市中止のため0円となっており、自主財源28,624円で、合計が57,248円となっております。

次に支出の部をご説明させていただきます。

まず、消耗品費につきましては、決算額37,930円となっております。内容といたしましては、用紙代やインクの購入費となっております。

次に、印刷製本費につきましては、決算額が19,318円となっております。内容といたしましては、チラシの印刷代、カラーコピー代となっております。

以上が、実績報告の内容ですが、事務局におきまして、領収書並びに関係書類を精査した結果、適正に執行されているものと判断しております。

続きまして、事業の中止の報告をいただいている団体の説明をさせていただきます。

まず、団体番号3「のぞみ野街づくり推進委員会」です。事業の内容といたしましては、地域において人間関係が希薄化することを防ぐことを目的とし、年齢差を越えた地域住民の交流の場を設けることとされています。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためと報告を受けています。

続きまして、団体番号6「S”yoga」です。事業の内容といたしましては、ヨガを体験できるイベントを開催することで、子どもから高齢者まで、体を動かすことの気持ちよさ、健康であることの素晴らしさ、身体と心を整えリラックスをしながら運動を楽しんでもらい、ヨガを通じて人と人との輪を作り、家族や恋人、友人との絆を深め、体・心・社会への健康を育んでいくことを目的としています。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りに事業が遂行できないためと報告を受けています。

続きまして、団体番号7「いぶき野夏祭り実行委員会」です。事業の内容といたしましては、新興住宅地の多いいぶき野地区の現状を鑑み、近所づきあいのきっかけを作り、和泉市に対する郷土愛を育むため、いぶきの地区において夏祭りを開催するものとなっております。中止の理由といたしまして、3密に対応できないためと報告を受けています。

続きまして、団体番号8「青葉はつが野世代間交流推進委員会」です。事業の内容といたしましては、祭りを通じて地域間・世代間の交流を図り、関係性を深めることを目的とされています。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策のためと報告を受けています。

続きまして、団体番号16「内田町ボランティア蛍の会」です。事業の内容といたしましては、開発が進み自然環境が悪化し、蛍が姿を消しつつある現状に対し、蛍の放流や鑑賞のイベントを行うことで自然環境への関心を高め、自然環境の改善につなげていくこととございます。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためと報告を受けています。

続きまして、団体番号19「一般社団法人障がい児の暮らしを支える会」です。事業内容といたしましては、障がいをお持ちの方とお持ちでない方の交流などの機会が少なく、障がい児やそ

の家族さらには障がいについての理解が進んでいない現状に対し、障がい児の事業所等が模擬店を出店し、事業所の見える化を図りながら地域との交流を図ることにより市民の障がいに対する理解を深める一助となることを目的に事業を実施されます。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルスの感染を危惧したためと報告を受けています。

続きまして、団体番号20「上代町盆踊り実行委員会」です。事業内容といたしましては地域間や世代間の交流を深めることを目的に盆踊り大会を実施していただいております。中止の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のためと報告を受けています。

続きまして、団体番号21「緑ヶ丘世代間交流実行委員会」です。事業の内容といたしましては、新旧の住宅地が混在する町並みで住民同士の繋がりの希薄化が危ぶまれる現状に対し、シニア世代、子ども世代も含む全世代型の夏祭りを企画実行し、世代間、地域間の交流促進、及び地域の活性化を目指すものとなっております。中止の理由といたしまして、緊急事態宣言の延長により開催不可能と判断したためと報告を受けています。

続きまして、団体番号29「コーラスグループぶどうの木」です。事業の内容といたしましては、東日本大震災について、メディアで放送される部分以外のことを知る機会も少なく、ボランティアしようにもやり方が分からないといった人たちに対し、コーラスを取り入れた一歩進んだボランティアの形を示し、また報告することで、和泉市における災害への啓発を行うものとなっております。ボランティア体験を6月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、他県をまたぐ移動は避けることにしたとのことです。受け入れ先も他県の人を受け入れることはできないとのことでした。秋にも第2波第3波の感染拡大が懸念されるため、中止したと報告を受けています。

続きまして、団体番号33「一般社団法人いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会」です。事業の内容といたしましては、障がい者や障がいというものについての理解が進まない現状に対し、障がい者が自主的に参加するイベントハートフルフェスタを行い、障がいの有無の垣根を越えて一緒に楽しんでいただき、市民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参画への一助とするものとなっております。中止の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためと報告を受けています。

以上10団体でございます。事務局と致しまして、事業の中止について各団体から聞き取りをさせていただいた結果、中止はやむを得ないと解しております。

実績報告をされた団体と、中止報告をされた団体の違いといたしましては、実績報告をされた1団体は、事業実施に向けた準備の中でいくらか経費がかかっていた団体でございます。事業実施に向けて準備行為として要した経費については、補助金の交付の対象となる経費として認めていく方針であるため、実績報告書類及び領収書をご提出いただきました。

中止報告をされた10団体は、準備経費がかかる前に中止を判断していたり、対象経費と認められる費用が特にないとのことでしたので、中止の報告のみしていただき、交付決定の取消しをさせていただきます。

これをもちまして、実績報告及び事業中止報告のありました団体についての説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、審査に入りたいと思います。

まずは事業報告のあった、団体番号34「特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子」からみていきたいと思っております。何かご意見ありましたらお願いします。

これは最終的なお金のやり取りはどうなっているのですか。和泉市に返金することになってい

るのか、いずみっ子さんがもらうだけになっているのか。

【事務局】

事業完了払いになっていますので、まだ支出していない状態でございます。支援金の交付が確定し、請求を受けてからお支払いするような流れになります。

【会長】

今までマイナスがついてきたのを見たことがないので、どう手続きするのだろうと思いました。

【事務局】

比較表のところですね。

対象経費の2分の1補助というのが大前提になりますので、かかった経費が57,248円でしたので、その半分を補助してもらい変わりに、自主財源も半分団体さんで負担していただくという結果になっております。

元々はこの団体さんは届出をよく取っていただいている団体さんなので、74,000円満額支給させていただく予定だったのですが、158,000円の経費に対して74,000円を補助金としてお渡しするところを、経費が57,248円しかかからなかったということで、支援金も、それに合わせて縮小されて半額になっている状況です。

【会長】

分かりました。他に何かありませんか。

4月28日の段階で実績報告書を出していただいておりますが、中止を決断されてすぐに書類を持って来られたのですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

はい、それでは他にないようなので、団体番号34「特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子」の実績報告について認めるということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

はい、そうしましたら、団体番号34「特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子」について認めます。

それでは続けて、事業の中止の10団体についていかがでしょうか。まとめて何かあればご意見をお願いします。

これは本当に遠慮して実績報告を出して来られないのではなく、お金がかかっていないのですか。

【事務局】

そうですね、中止届の提出があった団体さんにも、準備経費がかかっていないか1団体ずつ確認してもらいました。経費がかかる前に中止した団体さんや、対象となる経費がかかっていない団体さんがほとんどでしたので、こういった形でまとめさせていただきました。

【会長】

はい。他にご意見ないでしょうか。

【委員】

ヨガを見ると、まだこれから10月頃実施予定になっていますが、これはコロナ禍に判断されていると思うのですが、実施できる方向の協力体制というのは考えていなかったのですか。もし実施して感染が広まってはいけないのですが、その辺りは全て団体さん任せになっているのですか。

【事務局】

基本的には団体さんの主催事業になりますので、何か起きた場合は、団体さんに責任を取っていただくような事業であります。ご相談いただいた団体さんにつきましては、3密を必ず避けていただく方法のできるのであれば実施していただけたらというところで、例をあげると、モア21さんの米作りプロジェクトについては、田植えに集まっていただくのも、時間を分けて、人が密にならないように実施していただいたりして、団体さんの工夫と努力でできるところはそういった形でやっていただきながら、事業を遂行していただいている団体さんの中にはあるというところですよ。ご相談いただいた団体さんにつきましては、時間をずらしていただいたりして、あまり人が密にならないような方法でという助言をさせていただいたりとかは、事務局としてできるのかなと考えております。夏祭り関係になってくると、3部制などにするのは難しいですし、その辺りは団体さんがこの状況を判断していただいて、中止を決めたということで、何か経費がかかってから中止するよりは、団体さんの負担がどこまでいっても2分の1かかってしまう事業ですので、その辺りは早めに決められたのかと事務局としては思っております。

【委員】

コロナが終息する訳ではないと思うので、地域活動を市として何か継続していけるような支援の方法も助言以外にも何か今後考えていただけたらよろしいかと思います。

【会長】

まだ、全部が中止になったわけではないので、まだ検討している団体さんもあるのだと思って、何か良い方法があるようであれば、場所やノウハウを伝えるということをしてもらえたらと思います。S“yogaは目的がペアヨガや100人ヨガで、沢山集めるのが一番の目的だったので、コミュニケーションをとりながらというところができないということが中止の原因だったのかと思いました。

【会長】

中止の申し入れというのは、何か文書か何かでもらうのですか。口頭ですか。

【事務局】

文書でもらっています。

【会長】

はい。それでは、中止の10団体を認めるということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

はい、それでは団体番号3「のぞみ野街づくり推進委員会」、団体番号6「S”yoga」、団体番号7「いぶき野夏祭り実行委員会」、団体番号8「青葉はつが野世代間交流推進委員会」、団体番号16「内田町ボランティア蛍の会」、団体番号19「一般社団法人障がい児の暮らしを支える会」、団体番号20「上代町盆踊り実行委員会」、団体番号21「緑ヶ丘世代間交流実行委員会」、団体番号29「コーラスグループぶどうの木」、団体番号33「一般社団法人いずみ障がい福祉

サービス事業所団体連合会」を中止で認めます。

残りの団体も既にお金がかかっていることがないかの確認を徹底して行ってください。

市民活動でこの時期どうにかやっているような活動というのはどんなものなのですか。

【委員】

オンラインでやりたいとか、機材を整えたいという相談はあるのですか。

【事務局】

いえ、今のところいただいていないです。

【委員】

大学もそうだと思うのですが、オンラインのセミナーに変えていったり、オンラインで、1対1でお母さんの相談を聞く機会を作ったりしているNPOさんもあります。皆さんが機械を持っているかと言えば、持っていないところもあったり、今までアナログでやってきたところが急にポテンシャルを求められていたりするので、その辺りのノウハウを伝えられる人が和泉市にそんな人がいるのであれば、紹介してあげるとか、そういう機械を整えてあげるとか、そもそもどういう機械があればオンラインのセミナーができるのかを情報として整えておくというのも1つかと思います。何もかも中止になってしまうと市民の人達も元気がなくなってしまうと思うので、そういう伝え方もありかとは思いますが。

【会長】

そうですね、大学もオンライン授業になってカメラを買ったり、マイクを買ったり、zoomの使い方を勉強したり、YouTubeの動画の取り方やアップロードの仕方を勉強したり等、学校で講習を開いてもらったり色々しました。やはり、初めてすることはなかなか難しかったりするので、今おっしゃっていただいた内容で、情報を集めていただけたらと思います。

アイ・あいロビーでもそういった情報を集めて発信していただけたら良いかと思います。

【事務局】

アイ・あいロビーでは、できるだけ不特定多数が集まるような事業を中止しているのですが、一般的な講座やボランティアのマッチングについては、3密回避や感染症予防対策を行いながら実施しているところでございます。ただし、高齢者が重症化するケースもありますので、高齢者が多いようなボランティアさんが中止になっているということもあります。

【会長】

はい。どれだけ避けるか、怖がるか、大丈夫かというのは人によって感覚が違うと思うので、色々な対応があると思います。できる範囲のことはきつとされていると思いますので、尚一層、色々な情報を集めて取り組んでいけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、次の次第3 その他・事務連絡について事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、公民協働推進室主事の中村よりご説明させていただきます。

まず、次第の下部に書かれております今後の判定会開催予定表をご覧ください。

次回第3回和泉市市民活動支援制度判定会については、11月中旬頃に開催を予定してございます。ご審議いただく内容につきましては、事業が完了した団体から令和2年9月～10月に提出されました実績報告書について、判定いただきたいと考えております。続きまして、年が明けて1月中旬から下旬にかけて、第4回和泉市市民活動支援制度判定会の開催を予定してございます。ご審議いただく内容につきましては、事業が完了した団体から令和2年11月～12月に提

出されました実績報告書について、判定いただきたいと考えております。最後に、第5回和泉市市民活動支援制度判定会を3月下旬に開催させていただき、令和3年1月～3月に提出されました実績報告書について、判定をお願いしたいと考えております。

以上が簡単ではございますが、令和2年度の「ちよいず事業」実施に関するスケジュール(案)となっております。

続きまして、いくつかの団体から、ちよいずの費用のことでお問合せをいただいておりますので、ご報告させていただきます。

まず、1件目ですが、大阪和泉光倶楽部からご質問をいただいております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染防止のため、事業を行っていく上で非接触型の体温計が必須で、既に購入したとのことでした。また、同じく新型コロナウイルス感染防止のため、窓を開けて換気しながら事業を実施しているが、風通しが悪い場所があるため、扇風機を買いたいと考えているとのことでした。非接触型の体温計と扇風機が対象経費として認められるかどうかというお問合せでございました。金額や性質を考えると、どちらも備品扱いになり、備品はエントリー時に事前に申請しているもののみ認める形をとっているため、通常は対象外になります。しかし、今回エントリー時である昨年10月時点では、新型コロナウイルス感染拡大など予想できず、体温計や扇風機は新型コロナウイルスの影響で緊急的に必要になったものでございます。以上のことから、事務局としては対象経費として認めていきたいと考えています。

次に、2件目として、イベントが中止になったことを周知するための郵送費がかかっているという団体がいくつかございまして、こちらにつきましても、新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず支出することとなった費用であるため、実績報告書類や領収書をご提出いただき、内容に問題がなければ、事務局としては認めていきたいと考えています。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。今後のスケジュールにつきましても、説明いただいたスケジュールでいきたいと思っております。

問合せが2件ありますね。光倶楽部さんが非接触型の体温計と扇風機を買いたいということで、金額的に備品扱いになるくらいの物なのですか。

【事務局】

はい。

【会長】

事業としては継続されているのでしょうか。

【事務局】

はい、今も行っています。

【会長】

扇風機は大体値段が分かるのですが、非接触型の体温計はいくらくらいするのですか。

【事務局】

5千円程と団体さんはおっしゃっていました。例年でいくと、物の性質にもよりますが、金額で言えば5千円以上のものを、備品で計上していました。しかし、今回コロナの影響で緊急的に必要になったということもあるので、事務局としては対象経費として認めていく必要があると考えております。

【会長】

はい、皆さんご意見ございましたらどうぞ。

私は認めても良いかなと思います。そもそもこれからもずっと要るのであれば、光倶楽部さん自身の単年度の事業の中でというよりは、光倶楽部さんの資産になるような部分で購入されても良いのではないかなと思いました。そういう運営の仕方ではなかったですかね。ちょいずの事業で全ての事業を賄っているのですたっけ。

【委員】

補足ですが、ちょいずは事業の補助じゃないですか。団体に対しての補助ではなく、事業に対しての補助なので、そこは明確にしておいた方が良いと思います。その事業に必要であるということを示していただかないと、今会長がご指摘いただいたことになるのかなと思います。

【会長】

別にその事業の中だけで使う物ではないですものね。
それ以外の事業が何をしているのかってなったら、ちょいずだけかもしれませんが。

【事務局】

そうですね、これが光倶楽部さんにとって、大部分の事業になっていると思います。

【委員】

これは事業に必要なのですという部分を示していただいたら良いかなと思います。

【委員】

これだと、何でも認められることになってしまうのではないですか。コロナに関連付けて。

【事務局】

そうですね、今年度事業を実施する為にやむを得ず支出した経費というのは、ある一定認めていけたらどうかと事務局としては考えたのですが、それは先程おっしゃっていただいた様に、事業を何でもかんでも中止する方向ではなく、実施できる方法の1つとして、ここに出された費用というのは認めていっていけたら、今後も実施できる事業が増えてくる可能性が出てくるのかなと思いますので、ある一定線を引いていただけたら、次にご相談あった団体さんに対してもそういったご返答ができるかなというところで、あげさせていただきました。

【会長】

事業を遂行するのに必要だというような書き方の書類なり、追加で備品購入申請書みたいなものを作っていて、出していただいてから審議したら遅くなるので、とりあえずそれは認めていく方向でということにしておいて、後で1 2月くらいに見せていただければ、遡って認めるくらいの案があっても良いかなと思います。物としては、体温計、扇風機、他何か想定できるような物があれば。

【委員】

衝立とかですか。

【委員】

マスクや、衝立、消毒液は全部そういうのも言ってこられるのではないですか。

【事務局】

はい、可能性としてはあります。

【委員】

市民活動側の目線で言うと、この事業だけがしんどくなっているわけではなくて、他の事業も一般的にしんどい状態だと思います。この事業が無理だけど、何とか助成金が取れているから、

頑張っしょうとしてくれていると思うので、ここで買わせてもらって他の事業にも使用するという事にもなるかもしれません。その辺りを厳密に言い出すと、すごくしんどくなってしまうような気がします。それこそコロナの感染予防対策の為に必要な備品というのは、こちらで書き出せると思うので、これに関するものは、きちんと根拠も書いていただいて、提出していただくのが良いかと思ひます。

【委員】

市から町会の活動の際の感染防止対策ということで、非接触型の体温計と消毒液とマスクを各町会さんに配布するので、体温計は対象にしても良いかと思ひますが、扇風機はどうですか。

【事務局】

その物がないと事業の実施が本当に出来ないのかというところを判断材料の1つとしてできると考へます。

【会長】

おそらく、両方とも事業の遂行には必要なのだと思ひます。なので、光倶楽部さんについては認める形で良いと思ひますが、今後ですね。今まで窓を閉めてエアコンを付けて活動していたのに、窓を開けてすることになれば、暑いし、熱中症予防のためにも必要だと思ひますね。本当に5千円くらいなのでしょうか。

【委員】

体育館で使う扇風機ですと結構大きいのではないですか。

【事務局】

はい、大きいものと聞いています。

【会長】

そうですね。ちょいずは今年で終わりですが、いつもあおばお助け隊とかも、毎年使っていくということのを想定して、3年くらい使ってもらえるだろうということのを認めてきた部分もあるので、光倶楽部さんに関しても、すぐに要らなくなる状況ではないと思ひるので、長く使ってもらうことを見越して、書類を出してもらって認める方向でという形にしておきましょうかね。皆さんよろしいですか。

【委員】

異議なし

【委員】

市民活動というものは来年も続けていくわけで、コロナもずっと続くと思ひるので、どういう物を認めて、どういう物はダメというのを整理しておく方が良いのではないのでしょうか。

【委員】

大きい扇風機の値段を調べたら、小さめの物でも1万円からで、5万円や7万円のもあつたりします。

【事務局】

団体さんからは、扇風機も5千円くらいと聞いています。

【委員】

それで大丈夫なのですかね。

【会長】

事業費総額はいくらですか。

【事務局】

31万円です。

【会長】

どうにか事業をやってくれているので、継続していけるように、光倶楽部さんについては、認める方向性でということでお伝えください。

では、2件目のイベントを中止した時の中止の連絡をする時の送料ですね。

送料ということは、送料以外にもそれまでの準備の費用がかかっているということですか。

【事務局】

特に準備費用がかかっておらず、イベントの中止の案内の郵送費のみかかっている団体さんもあります。

【会長】

それでは、実績報告に中止の分の送料しかあがって来ないということですか。

【事務局】

そういう団体さんもあると思います。

【会長】

そうですか。

【委員】

ちよいずの寄付を集める時に伝えているからということですか。

【事務局】

関係団体さんに送るところもあると確認しています。

【会長】

途中で中止というのなら、実績報告の支出に送料が入っていても全く不思議はない内容で問題ないと思いますが、中止の送料と言われると。

【委員】

確かに、チラシを作って関係者に配ってしまったからという、初めの郵送料と終わりの郵送料があれば、何となく誰に送るのかイメージができるのですが。

【委員】

終わりだけとなると、お金をかけずに伝えられるのではないかと感じてしまいます。

【会長】

電話やメールでも伝えられますね。郵送で送らなければならない理由があれば。

【委員】

地域のお祭りであれば、校区内の人達に伝わると思います。

【委員】

そもそも「イベントをします」という時には郵送でご案内をするというスタンスの団体さんだ

ったのですか。

【事務局】

そうですね、地域の保育園さんに舞台発表を依頼している団体さんもあるのはあるので、そういったところにかかってくる郵送なのかどうなのか、深いところまで確認できていない部分もありますが、想定されるとしたらそういうものなのかと思っています。

【委員】

毎年「こういうことを開催するのでご出席ください」という案内を送っているものを、今年は「コロナの関係で開催しません」という内容を送るということですか。

【事務局】

そういう案内に変えたのかなと思っています。

【会長】

コロナでということでしたら、問題ないと思いますが、コロナに関係なく、自分達の事業がうまくいかなくなると、やはり辞めますとなった時に、ちょいずを降りずに色々理由をつけて中止の案内の送料を含められたとするとそれは違うという気がしました。

【委員】

中止の報告は必ず出て来ますよね。

【事務局】

いずみっ子さんのように実績報告を出していただき、かかった経費の決算書も出してもらって、それからの判断になってくると思います。

【会長】

報告書はお金の面では送料しか出てこないかもしれないが、今回のいずみっ子さんのように報告書の中で、どういうプロセスで始めて、どこで中止にしたか、何をしたかというようなことを書いてもらえれば良いのではないのでしょうか。そういう方向で大丈夫でしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

それでは、そういう形で答えてもらえたらと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【会長】

他に何か全体を通して何かご意見ありますでしょうか。

【委員】

特になし

【会長】

では、他にないようですので、第2回判定会を終了させていただきます。
お忙しい中ありがとうございました。